

(別記)

2024年度東温市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域は5つの地区（南吉井地区、北吉井地区、拝志地区、三内地区、川上地区）でそれぞれ作付状況が異なっており、地区共通の課題（担い手への農地集積、高収益作物への作付転換）に加え、地区毎の状況と課題は以下のとおりである。

（1）南吉井・北吉井地区

平野部の多いこの地区では、二毛作が盛んであり、裏作として栽培されるはだか麦は、県下でも有数の産地となっている。転作作物としてブロッコリー、いちご、トマト、なす、玉ねぎ等の栽培が盛んであり、一部の農家では収益性の高い花木の栽培に取り組んでいる。近年では一部の農家で飼料用米の取組も行っている。

また、農業関係機関と協力して酒米や業務用多収穫米の栽培への取組を行う等耕作意欲が高い農家も多い。担い手による農地集約化が進んでいる集落もあるが、多くの集落で高齢化が進んでいるため、今後は新規就農者の掘り起こし等の後継者確保や育成、集落営農組織の設立による作業の高効率化等が課題となっている。

（2）拝志地区

豊かな水に恵まれた地区で、日当たりが良い山間部と、肥沃な土地に恵まれた平野部で構成されている。山間部では昼夜の温度差を活かした良質な米の生産が盛んであり、平野部では肥沃な土地を活かし、米麦以外にもブロッコリー、花き、なす、いちご、玉ねぎ等の栽培が盛んである。

一部の農家で、飼料用米の取組も行われているが、近年では収益性の高い花木の栽培、薬用作物の新規導入に取り組んでいる。

また、農業関係機関と協力して酒米や業務用多収穫米にも取り組んでおり、今後の実績や需要を注視する必要がある。山間部の地区ではエコファーマー認定を取得して作物の高付加価値化を図っているが、高齢化も進み、耕作面積が縮小傾向にあるため、地域の担い手への農地集積や集落営農組織の設立等による耕作力向上が急務である。

（3）三内地区

急傾斜な土地が多く、不整形で狭小な圃場が大半を占める中山間地域である。農事組合法人等が中心となって、県オリジナル新品種「ひめの凜」を含む主食用米や有機野菜の栽培に取り組んでおり、一部の農家では収益性の高い花木の栽培や薬用作物の新規導入に取り組んでいる。また、ブランド米への取組を行い、作物の高価格、高付加価値化を図る農業者や団体も現れている。

しかし、平野部に比べて生産性を上げることが難しく、近年は高齢化も進み、耕作面積が縮小傾向にあるため、地域の担い手への農地集積や集落営農組織の設立等による耕作力向上が急務である。

（4）川上地区

市内の中で畜産農家が多いこの地区は、飼料用米、飼料作物、WCS用稲の取組や、耕畜連携の取組があり、県オリジナル新品種「ひめの凜」の栽培への取組も行っている。米麦が主要農産物ではあるが、肥沃な土地を活かし、ねぎ、ブロッコリー、花き、玉ねぎ、いちご、トマト、花木等の栽培も盛んである。

しかし、他の地域と同様、高齢化や後継者不足により担い手への耕作負担が増加してい

るため、新たな担い手の掘り起こしや育成、集落営農組織の設立による作業の高効率化等が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

東温市では、令和5年度の主食用米の作付面積は741haと前年に比べて27ha減少したが、人口減少等による国内需要の減少を踏まえ、主食用米が生産過剰とならないよう、需要に応じた生産を進める必要がある。

このため、本市では、水田をフル活用しながら、水田における収益性の高い野菜や果樹等の高収益作物を推進し、市農業産出額及び自給率の向上に資することを目指す。

具体的には、玉ねぎ、ねぎ、ブロッコリー、トマトなど中食・外食において需要が拡大している品目や花き、花木など水稲から転換することにより所得の向上が期待できる品目を中心に、地域の特性や実情に応じて導入を図る。

また、多様なニーズに対応した競争力のある農作物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、関係部局と連携し、収益力強化に繋げていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

前年の需要動向等を勘案して主食用米を確保しつつ、農業者の意向を踏まえ、高収益作物である野菜等の畑地化を図り、生産者の所得向上に向けて検討する。

点検方針としては、営農計画書等に記載されている作物の内、数年以上畑作物を生産している農家を抽出し、畑作化に向けた支援を図っていく。

また、転作作物の本作化や、計画的な農地の集積・集約化を図ろうとする場合などに、地域における効率的な土地利用にも配慮しつつ、必要に応じて広く地域関係者とも調整しながら、各産地が実情に応じて畑地化の取組を進めていきたい。

他にも、ブロックローテーション等を周知及び推進していき、麦や大豆等の推進を図っていききたい。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

水稲品種は、消費動向を注視しながら実需者が必要としている米作りへの転換を図り、生産農家の10a当り収益向上に繋がる品種転換が必要だと考えており、農業関係機関と連携して転換を推進していく。今後、作付面積や作付戸数は米価下落や高齢化等の影響を受け、減少していくと予想されるが、地域計画等の事業と連携しながら、農地集積や裏作での農地の有効活用を促し、需要動向や集荷業者等の意見を勘案し、需要に応じた生産を進めることで生産者の経営安定を図っていく。

現在、農業関係機関と一部の農家が協力して、業務用多収穫米や県オリジナル新品種「ひめの凜」を生産している。環境への適正、生産実績、需要等を注視し、農家の所得向上に繋がる作物かどうかを農家や農業関係機関と共に判断し、実需者との協議を進めていきたい。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米・米粉用米

愛媛県では、知事特認品種「媛育71号」を主軸に飼料用米の耕作拡大を推進している。近年の飼料用米・米粉用米の耕作面積は約30haとなっており、大規模農家においては個別に取扱業者と直接契約を行い、その他の取組者は農業関係機関が取りまとめ、契約を締結

している。今後は実需者とのマッチングや知事特認品種を含む多収品種の作付拡大を行い、更なる生産増進を図る。

イ WCS用稲

現在は、地域の担い手で且つ畜産を行っている農家が自ら生産し、自家利用によって消費している状態である。これらの担い手農家には生産拡大意思があるものの、農地条件や運搬コスト等の課題があり、個人だけでの打開は困難であるため、行政や農業関係機関が連携し、農地の貸し手と受け手のマッチング等に取り組むことで、生産面積の拡大及び生産性の向上に努める。

(3) 麦、大豆、飼料作物

ア. 麦

市内の平野部で広く耕作されているはだか麦は、主に主食用米との二毛作の取組が盛んで、県下でも有数の産地となっている。食料自給率の向上や農地の有効活用にも繋がり、今後も需要があると見込まれるため、担い手によるはだか麦の需要に応じた生産を推進し、担い手への農地集積及び生産コストの低減を図る。

現在、小麦として2022年産から耕作される品種「シロガネコムギ」について、品種特性を踏まえた生産技術の普及により高品質安定生産を図る。

イ. 大豆

現在、転作作物として作付けが行われており、主食用米以上の所得向上が見込まれることから、地域の担い手が農地集積をする際に取り組む作物として推進する。

ウ. 飼料作物

現在、市内で生産する飼料作物は大半が市内の畜産農家によって消費されており、主にソルガム（ソルゴー）、えん麦、イタリアンライグラス、青刈りとうもろこし等が栽培されている。畜産農家が自家利用のために生産するだけでなく、周辺農家との耕畜連携（資源循環）にも取り組んでおり、需要と供給のバランスがとれた状態であるが、今後は更なる飼料価格の上昇に伴い、需要が高まる可能性がある。当協議会では今後の飼料価格や国の政策を注視しつつ、二毛作としての導入を含めた担い手とのマッチングに取り組むことで、生産面積の拡大を図っていく。

(4) そば

現在、市内で生産するそばは、その大半がそば粉として地元で消費されており、中には自身が経営する農家レストランで利用している農家も存在する。しかしながら、天候や病害虫の影響を受けやすく、収穫が手作業の為、生産性が低い。今後は適地の選定を耕作者と協議しつつ、地域の需要に沿った作付けを行い、栽培面積の維持を図っていく。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

転作作物の産地化を図るための地域振興品目を「いちご」「トマト」「なす」「ブロッコリー」「ねぎ」「玉ねぎ」「さといも」「花き」「花木（新植）」「薬用作物（ミシマサイコ）」の10品目に選定し、農業関係機関と連携して重点的に推進する。

ア. いちご、トマト

ビニールハウスを利用した経営安定品目として取り組んでおり、条件の良い平野部で栽培される。今後も、既存のハウスを有効利用して作付けできる持続的経営品目として位置付け、生産面積の拡大を図っていく。

イ. なす

水稲からの転換作物として、長期間の栽培により比較的収益が安定しているなすを推進し、水田農業の基幹作物として位置付ける。栽培時期が主に夏秋期となり、栽培規模が制限される農家もいるため、米麦とのバランスを考慮した生産を促していく。

ウ. ブロッコリー、ねぎ、玉ねぎ

基幹作物としての転作物目と組み合わせた周年栽培体系を形成するために、秋冬期から春までの作期分散により面積の拡大及び水稲との二毛作が可能なブロッコリーをはじめ、早植え可能な早生種から遅い収穫の晩生種まで多様な品種構成の玉ねぎ、比較的栽培や荷づくりが容易であり女性や高齢者でも導入が可能であるねぎを推進し、複数品目を組み合わせることで農家の経営安定を図る。

エ. さといも

地域に根付きやすい作物であり、栽培が比較的容易であるさといもを地域振興作物として推進していき、産地化を図る。

オ. 花き・花木（新植）

当協議会地域で栽培される花き・花木は、地域の冷涼な気候条件と土質に適合して良質なものが生産され、軽量品目としても経営の柱となる作物である。特に花木は軽量で、植付け後の管理負担が少ない作物であるため、女性や高齢者でも取り組むことができ、耕作放棄地対策としても有効であると位置付けている。今後は花木植付け希望者等への園地情報を農業協同組合等の関係機関と連携して提供し、生産面積の拡大を図る。

カ. 薬用作物（ミシマサイコ）

現在、農業協同組合等の関係機関の協力の下で一部の農家によって契約栽培が行われており、今後の需要も見込めることから、産地としての適性について農業関係機関や耕作農家と協議し、水稲からの転換及び作付面積の拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	742.0	0	742	0	780	0
備蓄米	0.0	0	0	0	0	0
飼料用米	26.0	0	26	0	32	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	1	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	234	198	234	198	254	216
大豆	1	0	1	0	3	0
飼料作物	1	0	1	0	9	4
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	34	0	34	0	45	0
・野菜	28	0	28	1	30	5
・花き・花木	5	0	5	0	10	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	1	0	1	0	5	0
その他	0	0	0	0	0	0
・	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦	戦略作物等二毛作助成	取組面積拡大	(2023年度) 198.11	(2026年度) 254.00
	飼料作物				
2	麦	担い手二毛作助成	取組面積拡大 (担い手の面積割合)	(2023年度) 197.85 (77.89%)	(2026年度) 220.00 (86.6%)
	飼料作物				
3	飼料作物	耕畜連携 (資源循環)	取組面積拡大	(2023年度) 0.00	(2026年度) 3.00
4	花き	振興作物転作助成	取組面積拡大	(2023年度) 5.03	(2026年度) 10.00
	花木				
	薬用作物（ミシマサイコ）			(2023年度) 0.88	(2026年度) 5.00
	野菜（いちご、ねぎ、ブ ロッコリー、なす、玉ね ぎ、トマト、さといも）			(2023年度) 28.29	(2026年度) 30.00
5	ブロッコリー	振興作物二毛作助成	取組面積拡大	(2023年度) 0.98	(2026年度) 5.00

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:愛媛県

協議会名:東温市地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	戦略作物等二毛作助成	2	9,000	麦、飼料作物	二毛作として麦、飼料作物を作付け
2	担い手二毛作助成	2	9,000	麦、飼料作物	担い手が二毛作として麦、飼料作物を作付け
3	耕畜連携助成(資源循環)	3	14,000	飼料作物	耕畜連携(資源循環)の取組
4	振興作物転作助成	1	20,000	いちご、ねぎ、ブロッコリー、なす、玉ねぎ、トマト、さといも、花き、花木(新植のみ)、薬用作物(ミシマサイコ)(基幹作物)	対象作物を基幹作として取り組む
5	振興作物二毛作助成	2	12,000	ブロッコリー	主食用米との二毛作として取り組む

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。